

本願寺史料研究所報

16号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇 京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮学舎図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一

内線(五四一八)

発行人 所長 千葉 乗隆

発行日 一九九六年三月一六日

大町専修寺の歴史

小泉 義博

はじめに

親鸞の唱えた念仏が越前に展開するのは、鎌倉末期に高田派系が流入したことによるもので、その先頭に位置した寺院の一つに大町専修寺がある。開基を如道(如導とも)といい、鎌倉末期に本願寺覚如に帰依したとされているが、その後継者は浄土宗に傾倒したため、変化に批判的な門徒衆が離脱してしまう。また本願寺との関係も著しく悪化し、やがて破門されて衰微を来し、ついには無住となってしまう。そこで古崎に

下向した本願寺連如は、大町専修寺を復興して傘下に納めるべく、石田西光寺永存の三男蓮慶を後継住持に据えたのである。他方、離脱した門徒衆は横越に転じて証誠寺を創建し、次いでその一部が鯖屋上野誠照寺を成立させる。また最後まで専修寺に従っていた門徒衆は、専修寺破門

を契機にして中野專照寺を創建し、その後も結束して難局に対処することを目指したのである。

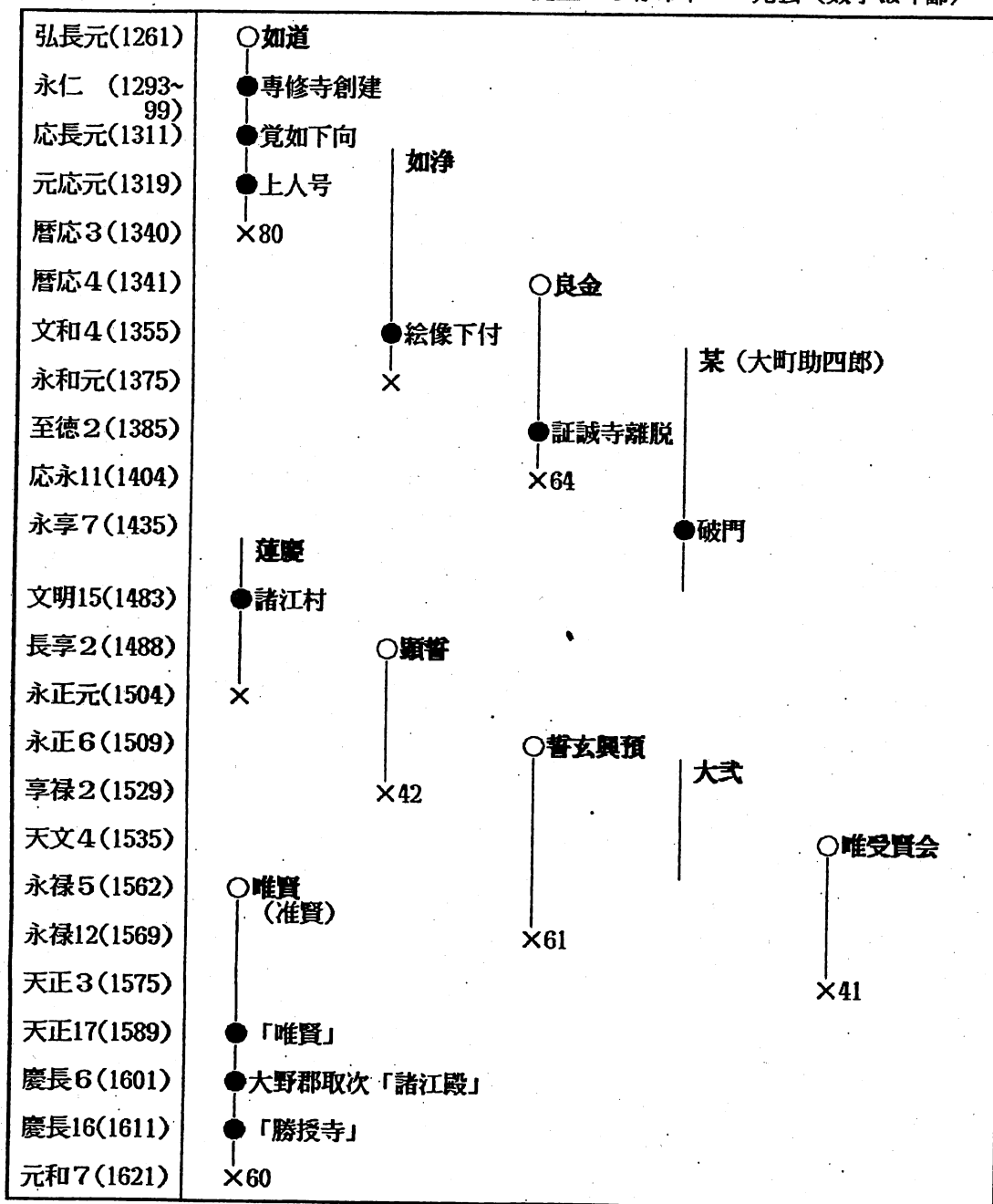
このような専修寺の推移や、初期の越前真宗教団の状況を語った史料には、中野專照寺の由来を語る『中野物語』^①、初期本願寺教団の歴史を述べる『反古裏書』^②などがある程度で、必ずしも豊富とは言えず、しかもその分析にはいくつかの誤解や混乱が生じている。そこで本稿では、これらの史料の綿密な検討によって、大町専修寺の草創時代の状況や、三門徒派(横越派・鯖屋派・中野派)の成立について考え、次いで専修寺の没落と再興の経緯についても検討してみたいと思う。

なお、これまでに学び得た先学の業績としては、藤季淳氏『愚暗記返札の研究』^③、井上鋭夫氏『北国教団の展開』^④、重松明久氏『秘事法門の思想的系譜―越前を中心として―』^⑤などがある。

一 大町専修寺の草創

大町専修寺の草創を語る史料としては、まず『反古裏書』を取り上げ

○誕生 ●存命中 ×死去（数字は年齢）



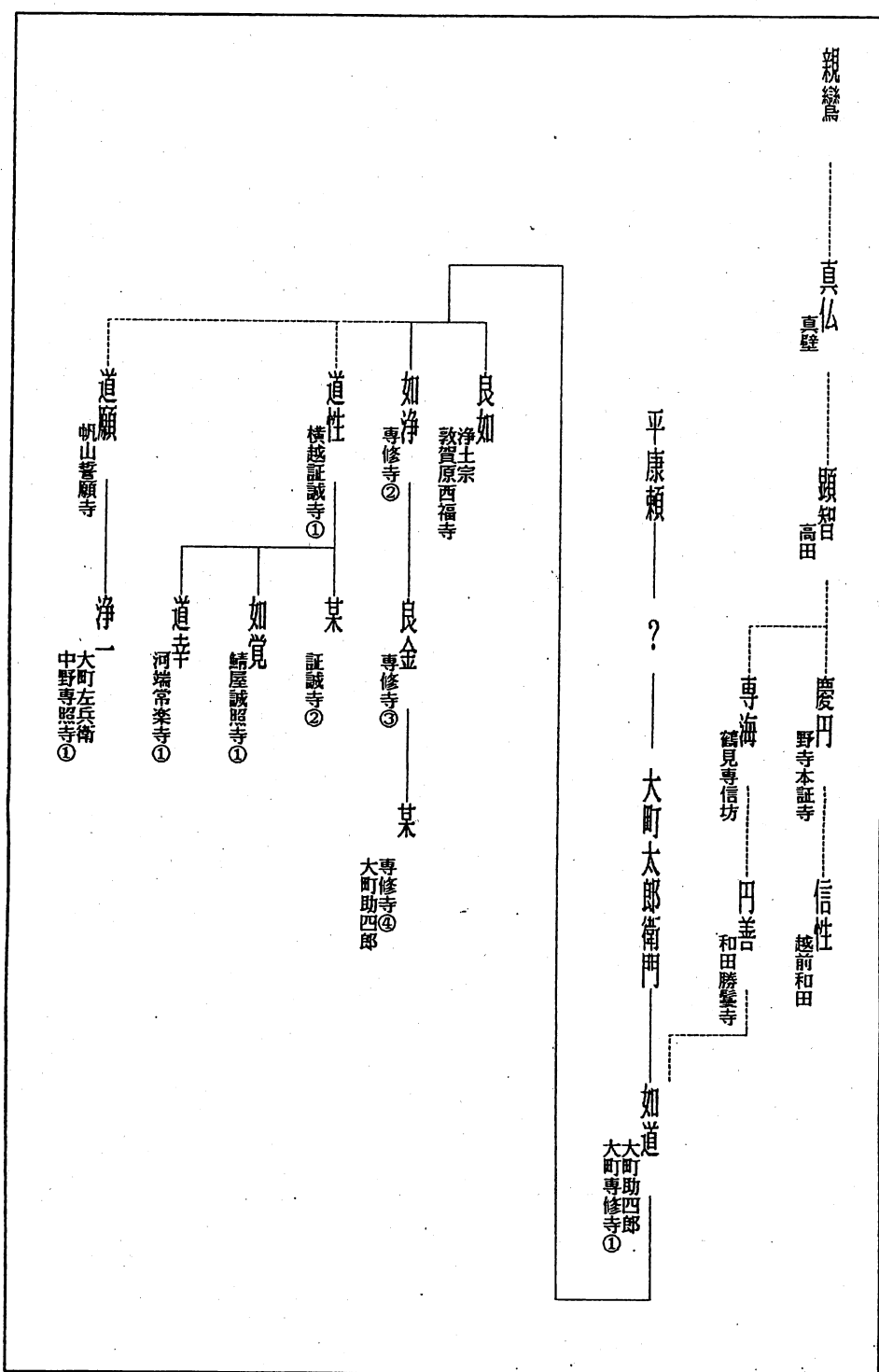
(三河和田)

(如淨力)

(『反古裏書』)

あるが、それによると、大町に居住し

図2 大町専修寺の系譜(1)



た如道は、三河和田善の弟子に当たり、本願寺覚如が越前に勧化のために向した際に、但馬興宗寺行如・和田本覚寺信性（信正とも）らとともに帰依した法徒であった。覚如の下向は応長元年（一三二一）のことであったとされている（第三節で詳述）。しかし覚如が上洛した後、「如道」は再び法流を離れて秘事法門に走ったので、門徒衆は糺明を行

よう。如道の思想を知るための唯一の手掛かりは著作『愚暗記返札』であるが、これを分析された藤季氏『愚暗記返札の研究』によると、如道には浄土宗西山義の影響があるとは言うものの、しかし秘事法門の理論と断することはできないと結論付けておられる。次いで重松氏も「秘事法門の思想的系譜」で、この見解には賛意を表され、如道を秘事法門の

い、起請文を書かせて改悔せしめたが、しかしそれでも「猶ヤマスシテ」と秘事法門を捨てないので、本願寺に申し出て、ついに「御門徒ヲハナサレ畢」とて、専修寺は本願寺門徒の地位を放たれるに至ったのである。その後この秘事法門は、横越道性（証誠寺）・鯖屋如覚（誠照寺）・中野坊主（専照寺）に継承されて、「三門徒ヲカマスノ衆」と号されていたが、室町中期に蓮如が吉崎に滞在した時、心中を改めて本願寺に帰参したと語られている。

右のうちまず、「法流ニヲキ（如浄力）テ如道新義ヲタテ、秘事法門ト云事ヲ骨張」との箇所に注目し

創唱者とみなすことはできないとされるのである。こうした研究に依拠するならば、右の「如道」が秘事法門に走ったとの記事には錯誤があると考えねばならないであろう。つまりこの箇所は、二世如浄の信仰を指して秘事法門だと指弾しているのではあるまいか（如浄が浄土宗に一時傾いた点は第四節で詳述）。次いで「猶ヤマスシテ」と語られる箇所は、その後かなりの時間的経過があったことを示す表現であるから、三世良金に至っても秘事法門を捨てなかったとの意味に取るべきではないかと思われる。その結果、「御門徒ヲハナサレ畢」との措置をやがて受けるのであるが、ここは右の解釈のごとくに、本願寺が大町専修寺を破門したと解すべきであろう（この点は第六節で再論）。

なお龍谷大学大宮図書館所蔵『異本復古裏書』では、先引した塚真宗寺本『復古裏書』とは若干異なっており、次のような記述となっている。

（如浄力）

如道新義をたて、秘事法門と言事を骨張せしかハ、御門徒の面々かたく糺明をなし、自今以後出言あるへからざる旨、起請文をかせしめ、改悔ありしかとも、猶やますして諸人迷乱ありしかハ、申上られ、御門徒をはなされ畢。しかれども邪義をつのり、横越の道性、

鯖屋の如覚、中野坊主、此旨をつたへ、いま二餘残ありて、おかますの衆と号する物也。又鯖屋ハ三門徒のそて也。如覚ハ、○存覚

常楽台

上人の御在世の御時よりの御門弟也。其以後、邪義の骨張と成給ひき。しかれ共、今少路蓮覚上人御時、帰参ありき。しかる所に□

（常楽寺）

伊賀法橋、無所存によりて、又秘事二立ちかへり給ひき。いまのかわ野の成照寺是也。しかれハ、蓮如吉崎御在津の時より、大略心中をあらため、本寺へ帰参せしむ。⑥

すなわち、本願寺から破門された大町専修寺の秘事法門は、その後、横越の道性、鯖屋の如覚、中野坊主に伝えられ、いまも「おかますの衆」と号する者がいる。鯖屋誠照寺はこの三門徒の「そて」、つまり一派で、開基如覚は存覚（正安三年〜応安六年、一二九〇〜一三七三）の時代からの門弟である。その後一時期、邪義を主張したが、今少路（常楽寺）蓮覚の時に帰参した。その後「伊賀法橋」の時にはまたもや秘事法門に立ち戻り、今の「かわ野の成照寺」に継承されているが、蓮如の吉崎滞在の時に、心中を改めて本願寺に帰参するに至った、と語られているのである。

二 開基如道の人物像

そこで次に、大町専修寺開基の如道について、その人物像などを『中野物語』から明らかにしてみよう。

一、大町専修寺開山如道ハ、高田流ニテ候へ共、覚如上人当国御下向候之時帰依仕候に、永仁年中ニ専修寺開基仕候：（中略）：

大町専修寺開基

一、如道 暦応三年甲辰八月十一日 八十歳往生：（中略）：

一、如道ハ平判官康頼之子と申伝候へ共、治承元年ニ流罪被致、妻子一条紫野ノ辺蟄居仕候間、康頼ノ子共越前玉世ノ橋守リニ罷下リ、其子也トモ承候。尤之様ニ被存候。治承元より八十二年過、弘長元年ニ如道ハ生申候。私祖母ノ物語仕候ハ、如道ハ大町太郎衛門ト申者ノ子、母ハ大森ノ者也。最前太郎衛門ヲ渡、対馬頭と申家繁昌仕候へ共、如道より寺院ニ成、如道死去八九十年過、国主朝倉弾正左衛門与専修寺之川狩之出入有之候て、不和ニ成、大

町滅亡仕候由、若キ時分ニ清水頭之善勝上人ノ御出被成候時、か
たり被申候事。

一、…(中略)…扱又、如道ノ石像、大町村之廟所ニ御座候。是ハ
正覚寺先祖、一貫文之礼錢ニテ造立仕候由。背ニ大町助四郎入道
と彫付御座候。

(『中野物語』)

右の『中野物語』によると、大町専修寺開基の如道は、俗名を大町助
四郎と称し、出家して高田派に属したが、本願寺覚如が越前に下向した
際に帰依した。永仁年中(一二九三～一二九九)に専修寺を創建し、暦
応三年(一二四〇)八月に至って八〇歳で往生する。彼は平判官康頼の
子孫で、治承元年(一一七七)に平康頼が流罪となったので、その妻子
は一条紫野付近に一時蟄居していたが、やがてその子は越前「玉世ノ橋
」の橋守として下り、さらにその子が如道に当たるといふ。如道の誕生
は弘長元年(一二六一)とされる。しかしながら別の説によれば、如道
は大町太郎衛門の子で、母は大森の者とされ、太郎衛門の代までは対馬
頭を称して繁栄していたが、如道の代からは坊主になった。そして如道
の死後八〇～九〇年を経た室町中期(一四二〇～一四三〇頃か)に、朝
倉弾正左衛門と専修寺とは「川狩」をめぐる争論によって不和になり、
やがて大町氏は滅亡に追込まれたとされているのである。なお如道の出
身について、右の『中野物語』は二説を提示しているが、これは必ずし
も相容れないものもあるまい。つまり平康頼の子孫が大町太郎衛門に
当たり、その子が如道だったのではなからうか。

如道の人物像について、『中野物語』のもう一つの箇所を取り上げて
みよう。

一、如道を上人と申候ハ、当国ニ昔、慈惠僧正下向被成、水落之辺
ニ一字御建立、坊舎三十六、霊池山長泉寺と申候。其地次第ニ衰
微仕候而、只者少々ニ罷成候。去ル延慶・応長之頃、徳若丸ト申
童子、隠者ニ罷成、彼地ニ住宅仕候内ニ、諸宗へ致難問候。愚暗
記と号。別而当宗ノ義ヲ多ク御座候故、如道返札を作り、度々彼
者と致論談、正和年中ニ達上聞、一向専修之理リ神妙之由、其後
九拾五代後醍醐天皇之御宇、元応元年己未年、上人号頂戴仕候。
其薄墨、文明之頃迄ハ帆山誓願寺方之褒物ニ仕置候由。…(中略
)…道性・如覚ハ未出世之由申伝候事。帆山誓願寺ハ道願と申、
如道随一之弟子ニテ御座候。帆山より大町へ八百五拾丁斗之处、
五十七年之間も毎日日参仕候由。

(『中野物語』)

右の記事によると、慈惠僧正(元三大師とも)によって水落に建立さ
れた霊池山長泉寺は、当初は三六の坊舎を数えて繁栄していたが、その
後次第に衰微を来すに至った。その長泉寺に延慶・応長の頃(一二三〇八
～一二三二)、徳若丸なる人物が隠者となって居住しており、諸宗に対
する疑問点を『愚暗記』と号してまとめたが、その中には親鸞の念仏に
関する質問も多く含まれていたもので、如道はこれに対して『返札』をま
とめた。しかるにこれが正和年中(一二三二～一二三七)に上聞(花園
天皇または後伏見上皇)に達し、一向専修念仏の理論として優れている
との意向であった。次いで後醍醐天皇時代の元応元年(一二三九)に、
如道は上人号を頂戴することとなり、その時の薄墨の綸旨は帆山誓願寺
の宝物として文明の頃まで保存されていた。しかし道性(横越証誠寺)
・如覚(鯖屋誠照寺)に対しては、このような栄誉が与えられることは

なかった。なお帆山誓願寺は、如道随一の弟子たる道願が創建した寺院で、彼は帆山から大町までの一五〇町(約一六km)余を五七年間、毎日歩いて通い詰めたと伝えられているのである。

三 本願寺覚如の下向と如道

ところで大町如道は、本願寺覚如が越前に下向した際に帰依したと述べられていたが、これに関する史料を次に取り上げてみよう。

(讃文略す、巻留讃語)

専阿弥陀仏信実朝臣息也、号権殿、 奉拝聖人御存生之尊像、泣奉図画之。末

代無双重宝、仰可帰敬之。毛端不奉違云々。所得其証也。

延慶三歳庚戌十一月廿八日以前、奉修補遂供養訖。

応長元歳辛亥五月九日、於越州教行証講談之次、記之了。^⑦

右は「鏡御影」と称される親鸞絵像の讃語であるが、絵像を描いたのは藤原信実の子の専阿弥陀仏とされ、延慶三年(一二三二)に修補が行われたと見えるほか、翌応長元年(一二三二)五月に越前で覚如が「教行信証」の講談を行った際、これが下付されたと記されている。

次いで「常楽台主老衲一期記」にも、次のように見えている。

廿二歳、応長元、五月之比、大上御下向越前国、則奉扈從畢。廿余

日御居住大町如道許、奉伝受教行証之間、依御与尊、予大略授之畢。^⑧

すなわち、覚如とその子存覚(二二歳)が、応長元年(一二三二)五月頃に越前に下向し、二〇日余り大町如道のもとに滞在して、「教行信証」を伝授したとされているのである。しかも右によれば、二〇日間ず

つと覚如は大町如道のもとに滞在し続けたごとくに受け取られるから、如道を帰服せしめることこそが、この下向の最大の目的だったとしなければなるまい。そしてその目的は達成されたのである。

その結果、如道は覚如にとって極めて重要な弟子として位置付けられることとなる。覚如が観応二年(一二三三)正月に死去した時の記事には、

老上人御終焉、観応二年正月十九日酉之中刻也。

茶毘

一、□廿一日葬送ノ事、河島八程遠ク、所整ノ障リアレ□、大祖

旧例ニマカセ、延仁寺可然。…(中略)…

(専修寺)

又上洛ハ所謂、如導、助信…(下略)…^⑨

とあって、如道は上洛して覚如から教えを受けた者として記載されている。また覚如の生涯を描いた『慕帰絵』第十巻においても、

凡又、聞法血脈の名字を釣輩は、有昭・善教・覚浄・教円・乗智・

(興宗寺)

成信・行如・承入・唯縁・道慶・寂定等なり。斯外自余修学の門徒

なりといへども、其志ありて遠国よりも上洛随逐して、所化と成て

(専修寺)

稽古を致し、提撕に堪たるもあり。所謂、如導・助信・善範・想賢

・順教・順乗・空性・宗元・智専こときの類をや。猶これあれとも

委するにあたはず。^⑩

と語られて、覚如の「聞法血脈」に属する者の一人に越前但馬興宗寺行如が上げられるほか、遠国より上洛随逐して教えを受けた者として専修寺如道が見えているのである。以上によって如道は、本願寺覚如に深く帰依していたことが知られるから、『反古裏書』が彼を秘事法門と指摘するのは不当と言わねばならない。すでに第一節で指摘したように、こ

の箇所は「如浄」と訂正されるべきであろう。そして次節以下で述べるが、秘事法門とは、如浄・良金が相次いで浄土宗に傾倒した事態のことを指しているものと思われる。

なお証誠寺申状等写を見てみると、「如導聖人毛真言宗四度ノ灌頂ヲトゲ玉イ」と記されていて、如道はそれ以前に真言宗の灌頂の儀式を受けることもあったらしい。彼の修行上の試行錯誤の一つと理解すべきものであろうか。

四 二世如浄の秘事法門と康安二年言上状

如道が暦応三年（一二三〇）八月に八〇歳で死去したために、その遺跡は次男の如浄によって継承されることとなった。

一、…（上略）…如道嫡男ハ良如、於浄花院出家仕。諸国ヲ修行ノ後、原西福寺草割…（中略）…此時、右如道ノ勸化之門弟、多ク彼寺帰参仕候事。其後、府中正覚寺建立、并ニ大町ニテ真勝寺・正覚寺建立由。…（中略）…終ニハ西福寺罷帰リ、正月十日死去被致候。其時分、大町、彼是と及混乱候故、江州・若州・越州之旦那ハ、大方浄土宗ニ罷成候由申伝候。

一、専修寺二代如浄ハ、如道ノ二男也。

一、…（上略）…又方々ニ、善導・法然之御影有之義ハ、専修寺如浄、全一代小坂義ヲ修行故、右之通ト語被申候。…（下略）…

一、…（上略）…如浄 永和元年壬酉十二月廿一日

（『中野物語』）

右の記事によると、如道の嫡男良如は浄土宗浄花院において出家し、

諸国を巡って修行した後、敦賀原で西福寺を創建したので、その際に如道の門弟の多くは西福寺に属するに至った。また良如は府中正覚寺を建立したほか、大町にも真勝寺・正覚寺を建立した。やがて良如は西福寺で某年正月十日に死去するが、その頃に大町専修寺は「彼是」と混乱したため、近江・若狭・越前の念仏衆の多くは浄土宗に転じてしまったと見えている。ここに言う「彼是」をどう解釈するかが難しいが、後の箇条で二世如浄が一時期、浄土宗に傾倒したことが述べられるから、両派の間を「彼是」と揺れたという意味であろう。

そこでこの良如に代わって、専修寺二世となったのが如道二男の如浄である。彼は永和元年（一二三五）十二月まで存命するが、一時期は浄土宗を志したことがあり、「小坂義」を修行したとされている。この如浄の信仰上の変節に対して、門徒衆は彼を強く批判した。前引の『反古裏書』に、

（如浄力）
如道新義ヲタテ、秘事法門ト云事ヲ骨張セシカハ、御門徒ノ面々カタク糺明ヲナシ、自今以後出言アルヘカラサル旨、起請文ヲ令書、改悔アリシ力共

（『反古裏書』）

とあって、「如道」が秘事法門を骨張したことに門徒衆は強く糺明を加え、その結果、起請文を書いて改悔したと語られているが、ここに見える「如道」とはおそらく如浄の誤りであろう。つまり如浄の骨張した秘事法門とは、浄土宗に傾倒したことを意味するものと思われる。

ところで、この時に「御門徒ノ面々カタク糺明ヲナシ」と述べられていたが、これに関連するのが次の康安二年（一二六二）の言上状である。

如導聖人ノ御下如淨房、伝ヘテ謹ムテ言上。

(二脱力)第一条

右如導聖人ノ御教ヲ承リ候イテ、其ノ旨ヲ彼輩ニ教ヘ玉フ間タ、カノ心中ヲ本トシ候テ信心ヲ至ス所ニ、遍執邪見ノ人有テ、条々ノ悪名ヲ申サル間タ、其誤リ遁ガタキニ依テ、参リ候テ此段ヲ歎申ニ、曾テ御承引ナキニ依テ、起請文ヲ捧畢。…(中略)…：仏ヲ信シテ生死ヲ離ルヘキ由シ、委ク如淨房ニ仰セ合メ玉ヘリト承リ候間、其ノ流ヲ汲テ信心ヲ至スコトハノ意ナリ。…(中略)…：

(第二条)

一、余宗ノ心サシ有テ、当流ノ深サル御スイ量ノ事、何事ソヤ。祖師親鸞上人ハ内典・下典ニ亘、余行ノ心ヲ安シテ、一向専修ハ深相応ノ法也。又ハ末世ノ衆生ヲ助ケンテ、種々ノ宗ヲステ、彼ノ一向専修ノ門徒ヲ建立シ玉ヘリ。何ノ用有テカ余行ニ心ヲ入ヘキヤ。…(中略)…：晨旦日域ノ人師、当流ノ先徳古聖人ニ至ラセ玉フマデ、アマタノ行ヲ捨テ、斯一向専修ニ帰命シテ、正覺成玉フ。其ノ御弟子トシテ如淨坊、争力余宗ニ心ヲ入レ候ヘキヤ。其教ヲウケ、此ノ度ヒ生死ヲ離レ、滅度ニ至リ、古聖人正覺成リ玉フ。無導光如来ニ忝ナク、我等力心ヲ加ヘ申スヘキ身力、何事汚シキ余行ニ心ヲ懸候ヘキヤ。…(中略)…：若此条々ノ旨ヨリ外ニ、別ノ子細候ワス、思ワサルコト偽リ申シ候ワハ、十方ノ如来・二尊・先徳・古聖人ノ冥ニ背テ、永ウカム事アルマシク候。仍テ言上如件。

康安二年六月 日 ⑫

右の史料の基本的性格に關して、重松氏は、証誠寺が行った批判に對

して、如淨が自己の正当性を主張して反駁したものと解釈しておられるが、この理解の仕方は逆なのではあるまいか。なぜならば、この史料の外題には「証誠寺申状」と付けられているので、それに従って証誠寺道性の言上状と解さねばならないと思われるからである。またその内容に關しても、如淨の信仰に對して厳しい批判を展開していると理解せざるを得ない。これらの理由により、右の言上状は、道性が如淨に捧げた「糺明」の書とみなすべきと考えられるのである。

そこでその内容であるが、第一条では、如道の教えを受けて信心を固めていたところ、偏執邪見の者が様々な悪名(邪説か)を伝えているので、それが誤りであることを申し上げるのであるが、一向に御承引なさらないので、起請文を捧げた見え、次いで仏を信じて生死を離れるべきことが、子細に如淨房に伝達されていると聞いているので、その通りに信心を至すことが重要であると述べられている。さらに第三条では、余宗に志して、当流を深く極めようとしなのは一体なにごとか。祖師親鸞は内典・外典に涉って研究し、一向専修の立場により末世の衆生を助けようとされたのである。なにゆえに余行に心を入れるべきであろうか。多くの先徳・古聖人も、余行を捨て一向専修に帰命することで正覺を得たのであるが、その弟子たる如淨坊が、なにゆえに汚らわしき余行に心を懸けられるのかと、如淨の信仰のあり方に強い批判を浴びせているのである。

右に見たように、この康安二年の言上状によって如淨は、道性をはじめとする門徒衆から厳しく批判を受けたので、以後は「出言アルヘカラサル旨、起請文ヲ令書、改悔アリ」(『反古裏書』)と、一向専修念仏

の信仰に復帰することを誓約して、ここによつやくに紛争は落着いたのである。

五 絵像下付と近江音羽庄道性

ここで一旦、『反古裏書』や『中野物語』の記事から離れて、第二世如浄の手次によつて門徒に下付された絵像裏書を眺めてみることにしたい。

表書云、□尊置文、道性房本尊、形像有化仏。

表書 方便法身尊形 正平七歲壬辰三月 日
画工康樂寺円寂筆也。

越前国大町門徒近江国音羽庄釈道性大徳絵像

江州蒲生下郡武佐道願下川西庄与藤次本尊也。

文和四歳乙九月一日 本尊又如此書也。川西庄与藤次ノ五字改之、
塔戸林筑前介ノ□文字ニ□了。十八日如此書也。□□房載日也。

越前国大町門徒釈道性大徳下、同国内加藤三家儼本尊也。

文和四乙十、九、如此書之。又小仏一鋪増質^⑭筆也。

右は「存覚袖日記」の一節であるが、それによると正平七年（＝文和元年、一三五二）に方便法身尊形（画工康樂寺円寂）と、大町専修寺門徒の近江国音羽庄道性の絵像が、近江蒲生下郡の武佐道願の下川西庄与藤次に下付されていること、次いで文和四年（一三五五）九月一日にも同じ本尊像が、塔戸林筑前介に下付されていることが知られる。さらに同年十月九日には、大町門徒の道性の下の加藤家にも、本尊像が下付されているのである。

この記事において注目すべき点は、まず大町専修寺の門徒が近江に多数展開していたことと、その門徒に専修寺第二世如浄が手次して本尊を下付していることである。また道性も絵像下付の手次を行っているとともに、彼自身の絵像も下付されていることが知られる。この道性は、のちに証誠寺開基となつて専修寺から離脱する道性と、おそらくは同一人物であろう。とすれば、彼は壮年時代には近江音羽庄に居住していたことが明らかになるのである。

六 第三世良金と証誠寺道性の離脱

さて、永和元年（一二七五）十二月に如浄が死去し、専修寺第三世は良金によつて継承された。彼の名は「了泉」^⑮とも表記されるから、正しくは良金と書いて、リョウゼンと発音されるべきなのであろう（ただし混乱を避けるために本稿では「良金」に統一しておく）。

一、同三代良金ハ、如道ノ三男トモ、又如浄ノ一子トモ、申伝候。
先祖ノ掟ヲ背被申候。此時、中野寺引分申候。依之大町衰微仕候而、三日市村へ引越、其後ハ只今三國中ノ寺ノ由申伝候。

一、…（中略）…良金 応永十一年甲申十一月十三日 六十四歳
一、横越証誠寺ハ道性開起。至徳式年頃、如浄坊も浄土宗をこゝろさし被申二付、引分し候。横越・大町引分と申書付御座候。彼道性ハ如浄之子トモ伝申候。又ハ別人トモ申伝候…（下略）…

（『中野物語』）

右によると、第三世良金は応永十一年（一四〇四）に六十四歳で死去したと見えるから、誕生は暦応四年（一二四一）と計算できる。彼は如道

三男とも、如浄の子とも伝えられるが、生没年の計算からは如道三男の可能性はありえず、如浄の子とする方が妥当である。この箇条では、彼は先祖の「掟」に背いたので中野寺・専照寺の離脱を招き、その結果、専修寺は衰微を来して三日市村へ引越し、現在の三國勝授寺に続いていると見えている。しかし中野専照寺の離脱は永享七年(一四三五)のことであるから、この記事は良金の後継たる第四世某に関わるものであって、第八節で再び取り上げることとしたい。

次いで、横越証誠寺の開基道性は、至徳二年(一三八五)頃に「如浄坊」が浄土宗を志した際に、専修寺を離脱したと語られ、その経緯をまとめた「横越・大町引分」なる史料があると思われている。しかしながら至徳二年の時点の専修寺住持は第三世良金であるから、右の「如浄坊」は良金に訂正されるべきであろう。つまり第三世良金も、先代如浄と同様に、浄土宗に大きく傾倒するに至ったのであり、その結果、ついに道性は専修寺を離脱したと言っているのである。

そこで、右に語られていた「横越・大町引分」なる史料を取り上げよう。これに該当するものは、証誠寺申状等写の第三資料「大町・横越二引分之次第」である。

大町・横越二引分之次第

- 一、横越八本儀一向専修念仏往生義。
- 一、大町ハ新儀諸行往生之儀ナリ。
- 一、流々々ノ名字アリ。

一、鎮西儀聖光房流

一、西山儀頓乘房流

一、長樂寺隆寛律師流

一、少坂儀善恵房流

…(中略)…

一、本願寺儀、親鸞聖人ノ御流ハ、一向専修念仏一流ニテ候。是ヲコソ大町如導聖人モ、此念仏往生ノ流ヲ御相伝有リテ、我等如ノ无智ノ輩ヲ助ケ玉フ也。然ルニコノ間々、少坂儀ノ善恵房ノ流、諸行往生非本願ノ儀ニナリテ、本願寺ノ聖人念仏往生ノ儀ヲ妨ケ玉フ事、歎キ此ノコトニ候也。…(中略)…法然聖人ヨリ親鸞御相承有リテ、大町専修寺開山如導聖人マテ六代ノ間ハ、一分ニ行儀法則カワラスサウラフニ、代々ノ我力聖人ノ、念仏往生本願ノ定レルヲキテ捨テ、本願ニアラサル少坂儀ノ諸行往生ニナリテ、我聖人ノ御流ヲサシヲキタマツランコトヲ歎キテ、横越ニ願士ヲ建立シテ、本願師ノ御恩ヲ報シタマツラント念仏ヲ勤行ス…(下略)…^⑬

右によれば、横越証誠寺は一向専修念仏往生の説を唱えているのに対して、大町専修寺は新儀諸行往生の説に立つことがまず指摘され、次いで法然門下は、鎮西儀(聖光房流)・長樂寺(隆寛律師流)・西山儀(頓乘房流)・小坂儀(善恵房流)に分かれるほか、本願寺(親鸞流)も法然の教えを受け継ぐものだとしている。そして本願寺の立場は一向専修念仏の説であり、大町如道もこの念仏往生の説を相伝して、我らのごとき無知の者を助けようとしたが、他方、小坂儀の善恵房の流派は諸行往生非本願の儀であり、本願寺の念仏往生の説を妨げている。法然から親鸞を経て専修寺如道に至るまでの六代の間は、行儀法則が変わらずに伝えられたのに、専修寺はこの「ヲキテ」を捨てて小坂儀の諸行往生に転じたので、やむなく横越に願士(寺院)を建立して、師の御恩に報

ずるべく念仏を勤行することとした、と述べられているのである。

右に示されていたごとくに、専修寺第三世良金は至徳二年（一三八五）頃に浄土宗小坂儀に傾倒しており、そのため道性は良金から離れて、横越に新たに証誠寺を建立するに至ったのである。

七 道性の至徳二年返札

ところで、道性の離脱は至徳二年とされていたが、次に引用する証誠寺申状等写の第二資料にも、同じく至徳二年の年紀が見えている。もしかするとこれは、道性が第三世良金に宛てて発したものなのではあるまいか。

先日仰下サレ候三箇条、御返札事

（第一条）

一、幕・僧器之蓮華ノ文停止之事…（中略）…

（第二条）

一、衣ノ色不同ナルヘキ由ノ事…（中略）…

（第三条）

一、法事談ヲ勤行スヘキト云事

親鸞聖人、末世ノ衆生ノ根機ヲ鑒テ、心得ヤスカラン為メニ、ヲクノ経論明文ヲ集テ、四句ノ和讃ニツ、メテ、此宗ノ助業トシテ、且ハ法味ヲ味ハ、シメ、且ハ音声ヲ和ケン為メニ、是ヲ加ヘ玉ヘリ。何ノ不足アリテ、此助業ノ外ニ、又助業ヲ加ヘヘキヤ。

但シ上人ノヨキテノ如ク、正業タル念仏ヲ行住坐臥ニ忌ス、決定

往生スヘシ。無智ノ輩ニ同シテ、一向ニ念仏スヘシト一牧^{（牧）}ニ起請

ニ見ヘタリ。此提ヨリ外ニハ、又助業ヲ加ヘス、雜行ヲタメトセ

ス、私ニ計ハサレハ自力モナシ、時処諸縁ヲ嫌ハス唱ハ不浄ノ汚

モナシ、一声称念、罪皆除ト示シ玉ヘハ、不可有邪法類劫、カホ

トノ明鏡ナル御修業ノ外ニ、雜行助業ヲ加ヘハ、末世ノ衆生、唯教ノ正路ニ迷ヘカラス。此間愚状ヲサ、ケ歎申ス処也。ヨロシク元ノゴトク指ヲカレハ、信心ヲマシ仰タテマツルヘキ状、如件。

至徳二年十月 日

敬白ス

専修寺門弟等

⑦

この史料は、専修寺から下された三箇条に対し、某が提出した返札であって、三箇条のそれぞれに逐一反論が行われている。とくに第三条においては、正業たる念仏のほかに、親鸞が編集した和讃を助業として唱えているのに、いったい何の不足があつてその他の助業を加えようとするのかと、強い口調で非難しているのである。

こうした内容とその年紀から考えるならば、これはおそらく道性が作成した良金批判の言上状であろう。つまり宛所「専修寺門弟等」とは具體的には良金を指し、彼の三箇条の見解は著しく浄土宗に傾いたものだと、道性はこの返札で反論を行ったのである。しかし良金は、一向専修念仏への復帰をついに受け入れなかったため、道性はやむなく専修寺から離脱する行動に踏み切ったものと考えられるのである。

八 専修寺の破門と専照寺浄一の離脱

第三世良金は応永十一年（一四〇四）に死去し、その跡を第四世某が継承してまもなくの永享七年（一四三五）に、今度は中野専照寺が大町専修寺を離脱することとなる。しかし専照寺の離脱の経緯は、先程の証誠寺の場合とは全く異なった様相を示している。

一、同三代良金ハ…（中略）…先祖ノ提ヲ背被申候。此時、中野寺

引分申候。依之大町衰微仕候而、三日市村へ引越、其後ハ只今三國中ノ寺ノ由申伝候。

一、中野專照寺開起淨一法師ハ、如道三男トモ申伝、又帆船誓願寺開起道願力子トモ承伝候。彼是見合せ候へハ、道願力子ノ様ニモ相見へ申候。引分二付、大町・中野引分ト申書物御座候。就其、只今木田町ニ專照寺住宅之義ハ、天正乱ノ比、エモリ願堯、田嶋ノ心願ト不和故、中野寺ヲ彼者共令焼失候故、木田辺ニ暫住仕、只今二少之敷地ニて罷在候。

一、越前路野保中野村ハ、応永年中より京北山金關寺之御領分也。故ニ專照寺草割之時分、金關寺断申上候付、彼寺より中野念仏道場ハ当代之建立、寺家之扶持人ハ諸役被免除ノ書付御座候を、只今八鹿苑院様ノ御朱印様ニ申習候へ共、御□行三拾六年後書付ニテ御座候。專照寺ハ永享七年出来、御書付永享九年ト御さ候…(下略)。

一、專照寺淨一ハ如道ノ末子。倉谷ノ御所ト申ニ相勤在候ヲ、中ノ寺住職ニ旦那共願候て、梶尾村ニ罷成候を招載仕候由。其時迄大町左兵衛ト申候由。右俗人、本寺式ヲ支配ニ付、万端末学を以式相勤、付法之義ハ、帆船・河北・ヤシロ三ヶ寺ヨリ相伝候付、只今ニ中野宗ハ安心も三流ニて御座候。三流トモニ相伝仕候へ共、愚意ニハ不埒千万ニ御座候。有名無実ノ言語モ、言語道断共ニ御座候。右大町ト引分候節、本願寺巧如様より被放御手候故、淨一ハ出雲路毫根寺ノ下寺ニ罷成、其後少之間、真言宗ノ田中善法下寺ニ罷成候様ニ被存候間、寺院・旦那共ニ真言ヲ唱習来者も御座

候。正保・慶長年号迄ハ、道念仏ニ光明真言ヲとなへ申候由、若

杉村專通寺了官物語被申。…(中略)：

大町專修寺開基
一、如道 曆三年甲辰八月十一日 八十歳往生

如淨 永和元年壬酉十二月廿一日

良金 応永十一年甲申十一月十三日 六十四歳

中野專照寺開起淨一 永享十年戊午七月十日…(下略)：

(『中野物語』)

右によると、專修寺第三世良金が「掟」に背いたことを契機に中野寺ニ專照寺が分立したが、それにより大町は衰微して三日市村へ引越しを余儀なくされた。專照寺開基の淨一は、如道三男とも、また帆船誓願寺開基の道願の子とも伝えられ、專照寺分立の経緯は「大町・中野引分」と題する資料に記されているが、その後天正の頃に專照寺が木田町に移転したのは、「エモリ願堯・田嶋ノ心願」らによる放火事件が原因である。專照寺の本来の寺地たる路野保中野村は、応永年中(一三九四～一四二七)から「北山金關寺」の領地であつたから、專照寺創建の節には金關寺に申し入れを行い、中野念仏道場の建立許可と、寺家扶持人に對する諸役免除の書付を拝領した。專照寺の建立は永享七年(一四三五)、書付の年紀は永享九年(一四三七)である。そもそも淨一は大町左兵衛と称し、梶尾村に居住して「倉谷ノ御所」に勤めていたものを、旦那の要望により出家して住持となつたものである。だから「付法之義」については帆船誓願寺・河北專光寺・ヤシロ若杉專澄寺の三ヶ寺から相伝する方式をとつた。ところで專照寺が專修寺から分立した際、「本願寺巧如様より被放御手候」との事態になつたので、やむなく淨一は出雲

路毫撰寺の下寺に属することとし、その後しばらくして真言宗田中善法寺の末寺にも属したので、寺院・旦那ともに真言を唱えることができ、正保・慶長頃までは道念仏に光明真言を唱えていたほどだとされている。そして浄一は、永享十年（一四三八）七月に死去したと語られているのである。

右では浄一の出自について二説が並記されているが、こうした出自は次第に粉飾が加えられるようになるのが通例であるから、粉飾の最も少ない帆山誓願寺道願の子とするのが正しいであろう。

問題とすべきは、「本願寺巧如様より被放御手候」との記述が、一体いかなる事態を言うのかである。従来の解釈では、専照寺浄一が本願寺巧如から破門されたため、彼は出雲路毫撰寺の末寺に転じたと考えられてきた。しかし筆者には、この理解の仕方は成り立たないように思われる。なぜならば、新たに帰属する出雲路毫撰寺もやはり本願寺末寺であったからである。つまり、本願寺巧如に破門された専照寺浄一が、またもや同じ本願寺派の毫撰寺に帰属したのでは、全く一貫性に欠けた行動と言わざるを得ないからである。

そこで第一節に取り上げた『反古裏書』に立ち戻ってみよう。するとそこには「御門徒ヲハナサレ畢」との表現があり、その意味は、大町専修寺が本願寺門徒たる地位を放たれた（破門された）と解釈されたのであった。とするならば、この専修寺破門の事態こそが、右の「本願寺巧如様より被放御手候」と一致すべきではあるまいか。つまり大町専修寺こそが、いま本願寺巧如から破門されたと解すべきなのである。なお、こうした誤解の生ずるに至った原因は、傍注を施しておいたように、「

大町ハ」の三文字が脱落していたからであろう。

中野専照寺の大町離脱が、本願寺巧如による専修寺破門を契機としたものであったとするならば、浄一が専照寺開基に迎えられた経緯の解釈も、従来とは異なった色彩を帯びてくるに違いない。すなわち、専修寺第四世某の突然の破門で路頭に迷ってしまった門徒衆は、その後継指導者として如道に因縁のある人物を捜し求めて、如道以来の伝統と門徒集団の結束を維持しようとしたのである。その結果、如道の弟子であった帆山誓願寺道願の子浄一が選ばれるのである。しかし彼はその時まで大町左兵衛と称する武士であったから、帆山誓願寺・河北専光寺・若杉専澄寺三ヶ寺から「付法」を相伝するという変則的形式で出家しなければならなかった。かくして旧専修寺門徒は、新たに中野に専照寺を創建して参詣するとともに、本寺としては出雲路毫撰寺を選んで帰属したのであった。

九 専修寺の没落と再興

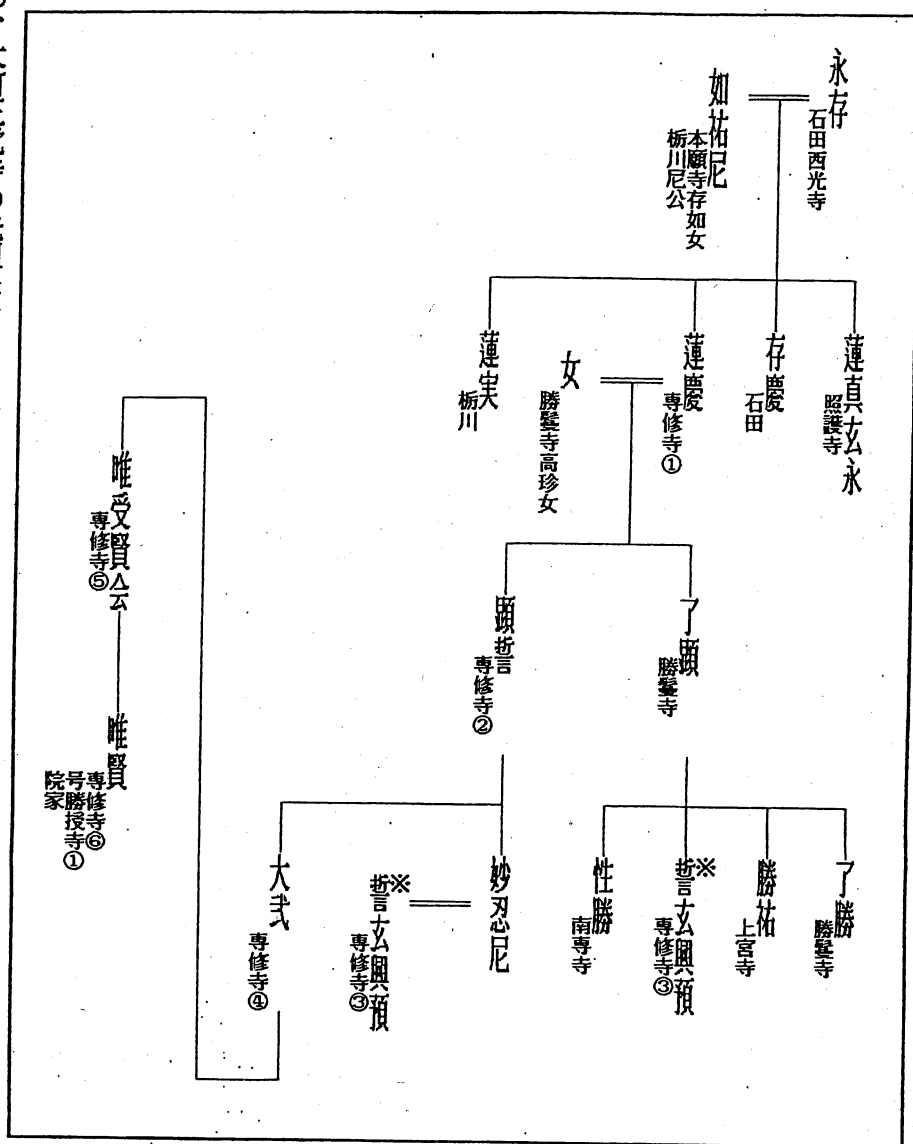
破門によって没落した専修寺の状況を、『中野物語』は次のように語っている。

一、専修寺没落之時、如道之御影、大町ニ捨置候ヲ、今ノ大町正覚寺先祖、コモニツ、ミ、ウツハリ上ニユキツケ置候を、毫撰寺善喜法印、乞取被申候由。為礼物錢一貫文・酒式斗被遣候。則正覚寺、専照寺末家ニ罷成候者、何時成共、木像返シ可申段、証文取置申候。

（『中野物語』）

すなわち、如道の御影（木像）が大町に捨て置かれる事態となったた

(※は同一人物)



殊ニ專修寺住持ハ、コノ国侍大町名字トシテ、コノ寺ヲ政務相続セシヨ、俄ニ還俗ス。大町四郎是也。(助四郎イ)
寺住持ノ事ハ本寺ヘ可申旨申セシムル間、三河ノ勝万寺ヘ申ノアヒタ、当住持高珍ヲヨヒコシ申サレケルニ、ヤカテ吉崎ヘ參詣アリシカハ、ヲノツカラ当流ニ門弟マテモ帰伏セシメヌ。即彼息女、永存ノ三男蓮慶所縁トシテ、專修寺住持職也。其嫡男三河勝万寺了顯、次男顯誓大町住持ヲツク。是モ伯中将ノ婿タリキ。是ニ依テ、弥当国ニヲキテ御一流恢弘セリ。高珍モ、コノ寺ニテ逝去アリ。シカリトイヘトモナヲ三門徒ノ衆、彼秘事法門執心ノヤカラアリ。アサマシク。

(『反古裏書』)

右によれば、大町専修寺はその後、如道の子孫に当た
る国侍「大町」氏が寺務を相続していたが、蓮如の時代
になって住持が突然に還俗し、大町助四郎（右には大町四郎とあるが、
『異本反古裏書』の表記「大町助四郎」に従う）と称するに至った。そ
こで無住になった専修寺を兼務すべく、その本寺に当たたる三河勝万寺（
勝鬘寺）から高珍が入部して来た。そもそも大町如道は三河和田円善の
弟子であつたから、この円善の子孫が勝鬘寺高珍に当たたるに違いない。
そして彼はやがて吉崎に来ていた蓮如に帰依するに至つたため、専修寺

の門徒衆もおのずから本願寺派に帰属することとなったと語られているのである。すでに前節までで明らかごとくに、専修寺二世如浄・第三世良金はともに浄土宗を志したとされており、これが原因で本願寺から破門されたのであった。しかるにこの時点で三河勝鬘寺高珍が入寺するからには、専修寺は完全に浄土宗に転じた訳ではなかったことが知られ、あくまで高田派に属していたうえでの「秘事法門」であったと考えられよう。

なおこの間の情勢として『中野物語』では、「国主朝倉弾正左衛門与専修寺之川狩之出入有之候て、不和二成、大町滅亡仕候」とあって、朝倉氏との間で「川狩」が原因になって抗争が生じ、やがて専修寺は滅亡に至ったと述べられているのである。

さて、専修寺を兼務すべく三河から入部した勝鬘寺高珍であったが、彼は後継者となるべき男子に恵まれず、娘を儲けるにとどまっていた。そこで吉崎の蓮如は、この娘の婿として石田西光寺永存の三男蓮慶を配することとし、これに専修寺を継承させたのである。やがて蓮慶と高珍娘の間には二人の男子が生まれたので、そのうちの嫡男了頭をもって三河勝鬘寺の住持とし、次男頭誓を大町専修寺の後継住持とした。頭誓にはやがて伯中將の娘が妻に迎えられることとなる。他方、高珍はそのまま娘（およびその夫蓮慶）とともに専修寺に居住したらしく、やがて老衰によってここで死去したとされるのである。

十 専修寺の加賀転住

専修寺の住持となった蓮慶は、「大谷一流諸家系図四―興行寺系図」¹⁸⁾

によると、永正元年（一五〇四）八月まで存命したとされ、その居住地については「専修寺住」「越前州大町居住」と記されているが、しかし蓮慶はそれからまもなくに大町を離れることとなったらしい。

一、拙寺開基蓮慶者、綽如様御子華蔵開玄真之孫也。越前国足羽郡大町村二一寺を建立して、専修寺と号す。其後、同国大野郡中野村に移り、又加州石川郡倉月庄諸江村江引移り居住す。開基以来年号月日、兵乱中故、相分不申候事。¹⁹⁾

右は勝授寺由緒書（専修寺がのち勝授寺と寺号変更する）の一節であるが、これによると専修寺はまず大町から大野郡中野村に転じ、さらに加賀石川郡諸江村に移転したとされている。『中野物語』では三日市村に転じたと述べられていたから、右の大野郡中野村が三日市村に当たるのかも知れない。加賀諸江への移転もいつのことかは不明ながら、「勝授寺文書」の次の史料によれば、文明十五年（一四八三）にすでに諸江村に転じていたことは確実である。

永代奇進申屋敷之事²⁰⁾

合吉所者 あり坪ハ公文名之内ほう
ちやうの屋敷にこれあり

右件之屋敷者、御坊之

御聖人様へ、御仏供ノ田地ニ永代奇進申処実正也。然者毎年御年貢者九斗可参候。此上二号我等か子々と、兎角煩申輩候ハ、可為盗人候。仍為後日永代之奇進状如件。

文明十五年十月十七日

寛善（花押）

奇進主諸江村之住人 三郎太郎（略押）²⁰⁾

表1 諸江専修寺宛ての売券・寄進状一覧

	年月	手続	寄進主または売り主	物件	所在地	売却代銭	収納物	備考	文書番号
1	文明15(1483). 8.	寄進	諸江村覚善・三郎太郎	屋敷	公文名之内 ほうちやうのやしき		年貢9斗		1
2	延徳4(1492). 3.	売	りんかう庵そしん	畠 420本	庵主名之内 御坊の南の堀の岸	4,200文	(420本)		2
3	永正2(1505).12.	売	倉月庄下わり坪 四良五良	田 1段	公文名内 畦の道四枚せまち	10,000文		別相田	3
4	永正4(1507). 正.	寄進	倉月庄諸江はま村 彦左衛門	畠 150本	案主名之内		(150本)	別相畠	4
5	永正16(1519). 正.	売	倉月之庄諸江村浄正	屋敷 400本	公文名之屋敷 道在之	4,300文	年貢 400文	公方へ 170文 (実収入 230本)	5
6	享祿3(1530).12.	売	諸江村乗泉	田 半納	公門名之内つか田	7,500文		別相=万雑公事・臨時天役なし	6
7	享祿3(1530).12.	売	諸江村かうたう兵衛	屋敷 1所		8,000文		別相=万雑公事・臨時天役なし 「やくハのそき申候」	7
8	享祿3(1530).12.	売	諸江村かうたう兵衛	もろ 1ツ		4,540文	年貢 1石	「売あつまりて候」	8
9	享祿5(1532). 9.	寄進	諸江八村乗泉	田 納儀	つか田			「正法寺殿加州道場えきしん」	9
10	天文17(1548).12.	売	足田村五郎左衛門 ・新九郎	田 1段	四段田ノ内 瀬町敷三枚、下口	6,700文		別相田 =万雑公事・臨時天役なし	16

出典：「勝授寺文書」(『福井県史』資料編4・中近世二)

右のごとくに専修寺は、文明十五年(一四八三)に諸江住人覚善・三郎太郎から屋敷地の寄進を受け、当該地からの年貢九斗を毎年収納するようにと保障されているのである。この寄進状によって、この時点で専修寺運慶が加賀諸江村に居住していたのは確実と言えるであろう。

なおここで「勝授寺文書」に残される売券・寄進状を一覧に整理して眺めてみよう。表1に示したように売券七点、寄進状三点が残されているのであるが、注目すべきは、当該地を「別相」と規定したものが多いことである。例えば第七号を見ると、「やくハのそき申候」「但別相たる上者、万雑公事・臨時天役有敷候」と記されていて、当該地から上納すべき負担はすべて除外となっているのである。これは寄進主の「かうたう兵衛」が、当該地に課せられた万雑公事・臨時天役を代わって負担することとしたものであろう。

さて、運慶が永正元年(一五〇四)八月に死去した後、諸江専修寺を嗣ぐのは頭誓である。彼の兄了頭は三河勝鬘寺の後継住持となっていたから、弟の頭誓が諸江専修寺を継承することになったのである。「大谷一流諸家系図四一興行寺系図」によれば、頭誓は享祿二年(一五二九)十月三日に四二歳で死去したとされるから、誕生は長享二年(一四八八)のことと計算される。

ところで、この頃の専修寺は興正寺を手次寺(本寺)としていたらしい。

一、実如上人御判ニテ、興正寺下専修寺門徒トアル御形像アリ。②

右の『越前三門徒法脈』の記事によれば、実如から興正寺下の専修寺門徒たる某に下付された絵像があると言う。実如とは、蓮如と蓮祐尼と

の間に長祿二年（一四五八）に誕生し、兄順如が文明十五年（一四八二）に死去（四二歳）したことを受けて、延徳元年（一四八九）から本願寺門主を務めることとなり、大永五年（一五二五）二月に六八歳で死去した人物である。よって右の記事に見える絵像は、延徳元年（一四八九）～大永五年（一五二五）の作製であったこととなるが、この時代に該当する専修寺住持は、蓮慶（永正元年死去）、または顕誓（享祿二年死去）なのである。

続いて、顕誓の跡を継承して諸江第三世となるのが誓玄興預である。

彼は本来は勝鬘寺了顕の三男として生まれた人物で、先代顕誓の娘妙忍尼（「大谷一流諸家系図四一興行寺系図」）の婿養子となって、諸江専修寺第三世を継承するのである。しかしながら、誓玄には不幸にして子供が生まれず、養子を迎えて専修寺を継承させねばならなかった。そこで妙忍尼の弟大式が「諸江坊」の住持となっていて、子唯受賢会を儲けていたので、これを養子としたのである。^{②④}ただし麻布善福寺本「越前三国勝授寺系図」では、大式を専修寺第四世として位置付けているから、唯受賢会が就任するまでの若干の期間に、大式が住持を勤める時期があったのかも知れない。

十一 一向一揆と唯受賢会

諸江第五世の唯受賢会が住持となってもなくの永祿十年（一五六七）末、越前朝倉義景と本願寺とは、流浪してきた足利義昭の仲介を受け入れて和睦を締結したので、ようやく越前でも本願寺派の活動が許容されることとなる。しかし天正元年（一五七三）八月に至り、義景は織田

信長の攻撃を受けて大野郡で滅ぼされてしまう。その後の越前支配は桂田長俊に委ねられるが、翌二年になって彼は、府中近辺の支配を任されていた富田長繁らの反発を受けて滅ぼされ、次いで国内や加賀の一向一揆が蜂起して長繁を打ち倒し、ついに越前は「一揆持」の体制となるのである。

加賀諸江にいた唯受賢会も、この一揆勢の一員として越前に来ることとなるが、彼は当初は大野郡に居住する予定であったらしい。

専修寺殿御館為替之地、徳弘名本役分令進候。可有御知行候。恐々謹言。

天正三

四月八日

洪泉寺

富田又兵衛尉

盛勝（花押）

右によれば、天正三年（一五七五）に洪泉寺（大野郡鎌掛村）の領有した土地に、専修寺の居住する「御館」が建てられるので、その代替として徳弘名本役分の知行を行うようにと述べられている。発給した富田盛勝は一揆勢に属した侍衆の一人と思われ、大野郡を管轄していたのであろう。専修寺が大野郡に住居地を求めたのは、かつて蓮慶が加賀諸江に転ずる直前の一時期、「大野郡中野村」に住したとされていたので、その故地に再び寺坊を建立しようとしたものであろう。けれども唯受賢会は、残念ながらこの土地に坊舎を建立することはできなかった。彼をはじめとする一向一揆勢は、敦賀郡に駐屯する信長軍に対抗するべく、木ノ芽峠・鉢伏山の守備に就かねばならなかったからである。

信長軍と対峙する中で、唯受賢会は加賀諸江に宛てて多数の書状を発しており、いまそれらは「勝授寺文書」に残されている。我々はこの一

群の史料から、一揆勢内部の緊張した状況を窺い知ることができるが、詳細な検討は拙稿「下間頼照」^②ですで行ったので省略に付し、ここでは代わりに『朝倉始末記』の一節を引用して、一揆勢の守備状況を眺めておくこととしよう。

江州表へ、猛勢馳集ト聞ヘケレバ、越前大將筑後・同大坊主衆、「木目口・杉津口ニテ相支、一合戦セン」トテ、「国中在々所々者ドモ、早々上口ヘ可向」ト相触ケレバ、土民等云様ハ、「前々所領ヲ納取テ、平世活計シタル人達、出相テ戦玉ヘ」ト云テ、進者多モ無リケリ。然バ本覚寺、僅ニ三千余打立テ、木目鷹打嶽ニゾ籠ケル。専修寺二千余打立テ、鉢ブセノ城ニ籠ケリ。大將衆富長・野島・安井・稲村以下、一千余騎引具シテ、観音丸ニ居陣ス。七里参川衆八百余、中ノ川内口ニ相向フ。「杉津口ハ大事ノ虎口ナリ」トテ、若林長門守・府中表ノ坊主衆・堀江衆ヲゾ指向ラレケル。^③

右によれば、木目峠の鷹打嶽を準備したのは本覚寺の率いる三千余の兵、鉢伏の城に籠もったのは専修寺・唯受賢会の指揮した二千余の兵であった。そのほか大將下間筑後に従う富長・野島・安井・稲村など千余の兵は木ノ芽峠の観音丸に居陣し、七里参川は八百余の兵を率いて中ノ川内口に向かい、さらに若林長門守、府中表の坊主衆、堀江衆は杉津口を抱えたことが知られるのである。

かかる一揆の守備勢に向けて信長軍は、八月十五日から総攻撃を開始し、即日木ノ芽峠を抜いて府中へと突き進み、その戦乱のなかで唯受賢会は八月十七日に落命するのである。すなわち麻布善福寺本「越前三国勝授寺系図」に、「天正三年六月十七日卒、木部落城之時討死」と記

されているといくである。

十二 専修寺の三国移転

唯受賢会の戦死に伴い、その遺跡は子唯賢が継承するはずであった。しかしこの年から天正八年（一五八〇）までの加賀は、越前の柴田勝家軍が国境を越えて侵攻する気配を示していたので、若年の唯賢が専修寺を経営していくことにはかなりの困難があったと思われる。天正八年になると勝家は、信長による石山本願寺総攻撃と連携して、加賀への侵攻戦を実施した。一揆勢の一部は、やがて鎮圧される金沢御坊を逃れ出て白山麓の山内庄に転じ、同十年（一五八二）まで抵抗を継続するのであるが、こうした混乱のなかで唯賢の消息は全く不明となるのである。

さて、天正十年六月に信長が本能寺で滅ぼされたことにより、一揆殘党の探索はようやく一段落をつけることとなった。各地に隠棲していた一向宗坊主は、次々と姿を現すに至り、唯賢もそうした坊主の一人であったであろう。彼は、「越前三国勝授寺系図」によれば、元和七年（一六二一）まで存命して六〇歳で死去したとされるから、誕生は永禄五年（一五六二）と計算され、父唯受賢会が木ノ芽峠で戦死した時点で一四歳、信長滅亡の時点で二二歳であった。彼はのちに、本願寺門主の准如（文禄三年十月に家督継承して御表と呼ばれる）から法名に「准」を下付されて准賢と改め、元和五年（一六一九）には永代院家を許されたとされる。

ところで天正十七年（一五八九）になって唯賢は、次のような書状を得ている。

端書無之。

態一筆令申候。仍御屋敷余二せはく見へ申候間、来春より小家共た
へせ申候。然者為此礼儀、米参石五斗被遣候。さやう二候ハ、地
子錢毎年式貫文宛御沙汰候而、貴坊さま御座有次第、可被成御進退
候。其以來ハ可為此方進退候。為其一筆申入候。恐惶謹言。

天正十七年

拾月十八日

森田伊勢松判

唯賢御房様

まいる ㉗

唯賢に宛てられた右の森田伊勢松書状によると、唯賢の居住する屋敷
は余りに狭いから、来春から「小家」を建築して献呈する旨を申し出た
ところ、礼儀として米三石五斗が下付された。この「小家」の地子錢に
ついては唯賢が毎年二貫文を沙汰することとし、唯賢の移座以後に進退
(負担義務を果たすの意)されること、それまでは当方が進退を行うも
のである、と述べられている。発給者の森田伊勢松は三国に居住した人
物であろうから、「小家」も三国に建立されたものと思われる。信長が
滅亡し、次いで柴田勝家が北庄で滅ぼされた後の越前は、丹羽長秀の統
治に委ねられており、こうした政治情勢の変化に対応して、一向宗寺院
も次々に越前に戻って来ていた。例えば但馬興宗寺誓了は、天正十五年
(一五八七)に福井柳町に寺坊を建立して戻って来たと語られているご
とくである。㉘ こうした事例と同様に、専修寺唯賢も右の史料のごとく天
正十七年(一五八九)十月頃に、森田伊勢松の手で建立された三国の寺
坊に入ったものと思われるのである。

十三 十三日講経営と「取次」権

そこで唯賢は早速に、「十三日講」を組織することとした。

(包紙ウツ書)

「国十三日講中へ

頭如

尼人志之衆中へ

」

返々法義、能々嗜肝要候。不信にて候ハ、後悔眼前たるへく
候。可成其意得候也。

態染筆候。仍通路不合期之処、各心に入られ、毎度懇志、難有悦入
候。将又法義由断有へからず候。出るいきは人をまたさる人間のな
らひにて候。急て難行難修をすて、一心に弥陀如来、今度之後生
たすけ給へと頼申人々ハ、必々極楽に往生すへき事、不可有疑候。
このうへにハ、我命あらんかきりは、報謝のためとおもひて、念仏
可申計にて候。此由志之衆へ、懇に申伝られ候へく候。あなかしく。

十二月十日

(包紙ウツ書)

国十三日講衆中へ

㉙

尼人志之衆中へ

(包紙ウツ書)

「三国

十三日講中へ

頭如

」

從講中金子式両儲請取候。難有こそ候へ。抑一流勧化の趣ハ、なに
のわつらひもなく難行難修をすて、一心一向に弥陀如来後生たす
け給へと憑申人々ハ、浄土に往生すへき事、ゆめく不可有疑候。
如此信決定候ての上にハ、行住座臥に念仏可申候。これを則仏恩報
謝の念仏なりと心得られ候て、無間断申され候へく候。此通細々に

各談合候て、能々可相嗜事肝要之由、懇に惣中へ可有披露候也。穴賢々々。

極月三日

越前国三国

十三日講中へ

③〇

頭如(花押)

右に引用した二点の頭如書状によると、唯賢が関与して「十三日講」なる組織が成立していることが知られる。その発給年次については、前者では「通路不合期之処」との文言が見えるから、頭如が天正八年(一五八〇)に紀伊雜賀に移住して以後、同十一年(一五八三)七月に和泉貝塚に転住するまでのものと考えるのがふさわしいであろう。しかしながら和議直後の同八年十二月のものとするのは無理であるから、翌九年または翌々十年のものと想定するのが妥当と思われる。宛所の「国十三日講中へ」とある点はやや不自然な感を抱かしめるが、これがもし三国のことならば、唯賢はすでに天正九年ないし同十年に三国に転じていたことが知られるのである。その内容は、懇志の上納に謝意を表し、雑行雑修を捨てて弥陀に帰依すべしと説いたものである。

次いで後者は、宛所に「三国十三日講」が登場するから、唯賢が三国の「小家」に移転したと思しき天正十七年(一五八九)以降のものとするべきであろうか。また下限としては、発給者の頭如が死去する文禄元年(一五九二)十一月が設定できる。その言うところは、三国十三日講から金子二両が上納されたことを謝したうえで、信心を定めて行住座臥に念仏を申すべしと勧めたものである。

なお、こうした講の性格をどう捉えるかについては議論があるが、筆者には、純然たる宗教活動の組織と解するだけでは不足で、それと並行

して経済活動も行った組織ではないかと思われる。すなわち、いわゆる頼母子講が同時に経営されていたのではないかと考えるものである。

講について『朝倉始末記』を見ると、天正二年(一五七四)十二月上旬に「東郷ヤス原村ノ鐘講ノ衆」が登場し、彼らは一揆を指揮する本願寺坊官に反旗を翻して、そのひとり下間和泉守の陣へ押し寄せたと語られている。この「鐘講」なる組織は、名称から考えて宗教組織であったとは到底言えない。とすれば、これは鐘購入を目的として組織された頼母子講で、構成員は順次に銭貨を融通し合って鐘を購入したのと考えねばなるまい。しかもその頼母子講は、阿弥陀如来の威光によって不正が防止されていたから、これほどに確実な保障はないであろう。

こうした観点で右の「三国十三日講」を解釈するならば、毎月十三日を開催日とするこの講は、まず阿弥陀如来の礼拝行事を実施した後、唯賢が講元として講衆から懸け銭を徴収し、次いで落札者を決定して落札銭を手渡していたのであろう。講元たる唯賢は、懸け銭のうちから共同会食の費用を捻出したほか、講元としての若干の手数料(運営利益)を留保したので、これが寺院経済に充当されることとなったのである。前掲の二点のうち後者では、「從講中金子貳両」が本願寺頭如に上納されていたが、これが頼母子講の講元として確保できた経営利益の一部だったと考えられるのである。

さて慶長三年(一五九八)になって、越前ではいわゆる太閤検地が実施される。

其方屋敷、前々より我等、地子其方へ相たて申候。只今さばうち御座候二付而、我等名二付置候へも、屋敷之事八前々のことく其方屋

敷候間、相違有間敷候。自然地子ゆるされ候共、徳分之事ハさん用可申候。為其一筆如此候。

慶長参

七月十四日

諸江

森田二郎九郎殿^{③①}

右の唯賢書状案によれば、森田伊勢松が建立した寺坊に唯賢が居住し続けており、その地子銭を唯賢は、子孫たる森田二郎九郎に支払っていたが、このたび「さほうち」＝検地が実施されたので、その所有者名を唯賢として届け出た。しかし屋敷が森田二郎九郎の所有であることは明白であるから、もし地子銭の納入が免除されること（いわゆる除地）となっても、「徳分」＝借家料については将来も算用して支払うものと約束しているのである。

かくして唯賢は、森田氏の全面的な支援のもとで、次第に寺院としての体裁を整えていったのであるが、あいにくと帰属すべき門徒衆の数が乏しく、経済的には必ずしも順調とは言えなかった。そこで本願寺はこの唯賢を支援すべく、次のような措置を講ずることとした。

(印文「精」)
(黒印)

急度申下候。仍其郡門徒衆取次之義、諸江殿へ被仰付候条、則被頭御印書候。各得其意万端被申合、上儀并興門様之儀可有馳走事、肝要候也。

慶長六

三月十五日

越前大野郡

坊主衆中

御門徒衆中^{③②}

下間美作法橋

宗(花押)

すなわち本願寺准如は慶長六年(一六〇一)三月に、越前大野郡に居住する本願寺派門徒衆の「取次」権を、「諸江殿」＝唯賢に付与したのである。そして以後も「上儀」＝本願寺准如と「興門様」＝興正寺に対して、馳走を行うように命じている。つまり唯賢は、興正寺を本寺と仰ぐ一方で、大野郡の坊主衆・門徒衆に対する手次寺の位置を与えられたのである。

なお最後に一言しておく、三国に転じた専修寺は、慶長十六年(一六一一)と思しき史料に初めて勝授寺なる寺号で登場する。^{③③}つまりこの直前の時点で、専修寺から勝授寺に寺号を替えたと思われるのである。

おわりに

本稿の検討で明らかになった点を最後にまとめておきたい。

大町の如道は、大町太郎衛門の子として弘長元年(一二六一)に誕生し、俗名を大町助四郎と称したが、やがて高田派の三河和田田善の弟子として出家し、永仁年中(一二九三～一二九九)に専修寺を創建した。

そして本願寺覚如が応長元年(一二三二)に勧化のために下向した際、但馬興宗寺行如・和田本覚寺信性らとともに帰依し、元応元年(一二三九)には上人号を頂戴したとされる。その結果、覚如が死去(観応二年

＝一二三二)した際の記録や、覚如の生涯を描いた『慕帰絵』には、如道の名が登場することとなるのである。そして如道は暦応三年(一二四〇)八月に八〇歳で往生した。彼の思想は著作『愚暗記返札』で知られるが、浄土宗西山義の影響をわずかに看取できるものの、秘事法門とまで断ずるわけにはいかないとされる。つまり『反古裏書』の記述(また

は評価)には錯誤があるらしく、如浄・良金・某らが浄土宗に傾倒したことを指して秘事法門と指弾しているのではあるまいか。

如道の遺跡は次男如浄が継承した。これは嫡男良如が浄土宗に属して敦賀原の西福寺を創建するに至ったため、大町門弟の多くも西福寺に属することになったとされる。如浄は永和元年(一三七五)まで存命するが、一時期、浄土宗小坂義を修行し、弟子の道性らから康安二年(一三六二)に厳しく「糺明」を受けた結果、再び一向専修念仏の信仰に復帰したとされる。その「糺明」の書が証誠寺申状等写の第一資料なのであろう。なお如浄は文和元年(一三五二)～同四年に、方便法身尊形や道性大徳の絵像を、近江蒲生郡の門徒に下付していることが知られた。この道性はのちの証誠寺開基と同一人物と思われ、壮年時代に近江に居住していたことが知られる点は注目すべきであらう。

如浄の跡を継ぐのが第三世良金(了泉とも)で、彼は暦応四年(一二四二)に如浄の子として誕生したらしく、応永十一年(一四〇四)に六四歳で死去する。彼も一時期、浄土宗小坂儀に傾き、その結果、至徳二年(一二三五)頃に横越証誠寺の道性が離脱するが、その経緯は証誠寺申状等写の第三資料「大町・横越二引分之次第」に詳しい。またその際に道性が良金に宛てた申状が、証誠寺申状等写の第二資料「先日仰下サレ候三箇条、御返札事」であらう。

次いで永享七年(一四三五)頃になって、本願寺巧如は浄土宗に傾倒する専修寺第四世某を破門にしてしまう。そこで旧専修寺門徒衆は、後継指導者に帆山誓願寺道願の子浄一を選び、落野保中野に新たに専照寺を創建して転ずるとともに、本寺としては出雲路毫撰寺を選んだのであ

る。なお従来は、本願寺巧如により破門されたのは専照寺浄一と解釈されていたが、これは『中野物語』に「大町八」の三文字の脱落があったために生じた誤解と考えられる。

破門によって衰微を来した専修寺はその後、如道の子孫にあたる国侍「大町」氏が寺務を相続していた。ところが蓮如時代になって住持が突然に還俗し、大町助四郎と称した。そこで無住になった専修寺に、本寺に当たる三河勝鬘寺の高珍が入部する。彼には娘がいたので、吉崎の蓮如は婿として石田西光寺永存の三男蓮慶を配して、専修寺を継承させることとした。

専修寺の住持となった蓮慶は、しかしまもなく大町を離れて大野郡中野村(三日市村か)に転じ、さらに文明十五年(一四八三)以前には加賀石川郡諸江村に移転したことが知られる。また高珍娘との間に二人の男子を儲けたので、そのうち嫡男了頭(三河勝鬘寺を継承させ、次男頭誓をもつて諸江専修寺を相続させることとした。かくして蓮慶は永正元年(一五〇四)八月に死去する。なお蓮慶時代、または次の頭誓時代の専修寺は、興止寺を本寺(手次寺)としていたようである。

頭誓は長享二年(一四八八)に生まれ、享祿二年(一五二九)十月に四二歳で死去する。彼は男子に恵まれなかったため、娘妙忍尼の婿として、三河勝鬘寺了頭の三男の誓玄興預を迎えている。しかしながらこの誓玄興預には、あいにくと子供が生まれなかった。そこで妙忍尼の弟大式の子唯受賢会を、養子として迎えることとしたのである(大式が一時住持を勤めた可能性もある)。

唯受賢会は、天正二年(一五七四)～翌年の越前一向一揆に参陣して

おり、木ノ芽峠の守備陣から加賀諸江坊に宛てた多数の書状が残されている。またその坊舎を大野郡に再建する予定であつたらしく、計画地を領有した洪泉寺に宛てては、代替として徳弘名本役分が給与されることとなっていた。しかし再建は実現せず、天正三年八月に織田信長軍の総攻撃を受けて一揆勢は総崩れとなり、その混乱のなかで唯受賢会は八月十七日に戦死してしまふのである。

唯受賢会の戦死により、諸江専修寺は子唯賢が継承する。彼は永禄五年（一五六二）に誕生し、元和七年（一六二二）に六〇歳で死去したとされ、本願寺准如から一字「准」を下付されて准賢と改め、また元和五年に永代院家となっている。この唯賢が加賀諸江から越前三国に転じたのは、柴田勝家によって加賀が平定されてからまもなくの天正九年（一五八一）ないし同十年であつた可能性があり、遅くとも同十七年（一五八九）には、森田伊勢松の手で建立された三国の新寺坊に入つたものと思われる。唯賢はそこで早速に十三日講を組織しているが、これは宗教活動と並行して経済活動（いわゆる頼母子講）も同時に行う組織と考えられ、やがて十三日講から本願寺へは金子二両などが上納されるようになるのである。

慶長三年（一五九八）の太閤検地に際しては、森田伊勢松の建立した寺坊が唯賢の所有として届け出られたが、本来の所有は森田二郎九郎であるから、もし地子銭の納入が免除（いわゆる除地）となつても、「徳分」借家料については将来も算用して支払うと約束している。

慶長六年（一六〇一）三月になつて本願寺准如は、越前大野郡に居住する本願寺派門徒衆の「取次」権を、「諸江殿」唯賢に付与すると

もに、本願寺と興正寺に対して馳走を行うべしと命じている。つまり唯賢は、興正寺を本寺と仰ぐ一方で、大野郡の坊主衆・門徒衆に対する手次寺の位置を与えられるのである。なお、この三国専修寺を勝授寺と呼んだ史料は、慶長十六年（一六一一）のものが最初と思われる。

注

- ① 『中野物語』（『真宗史料集成』第四卷、専修寺・諸派）。
- ② 『反古裏書』（『真宗史料集成』第二卷、蓮如とその教団）。
- ③ 藤季氏「愚暗記返札の研究」（『頭真学苑出版部、一九三五年』）。
- ④ 井上氏「北国教団の展開」（『一向一揆の研究』第四章第一節、吉川弘文館一九六八年）。
- ⑤ 重松氏「秘事法門の思想的系譜―越前を中心として―」（『中世真宗思想の研究』第一編第七論文、吉川弘文館、一九七三年）。
- ⑥ 『異本反古裏書』（龍谷大学大宮図書館所蔵、登録番号〇二二―二四七）。
- ⑦ 本派本願寺所蔵「鏡御影の原撰文」（『真宗史料集成』第一卷、親鸞と初期教団、四六九ページ）。
- ⑧ 「常楽台主老衲一期記」（『真宗史料集成』第一卷、八六四ページ）。
- ⑨ 「存覚袖日記」五三（『真宗史料集成』第一卷）。この観応二年（一三五一）の記事に暦応三年（一三四〇）没の如道が登場するのは重大な問題で、この点の解決は、意味不明の「所謂」の解釈の仕方に掛かっているであろう。この二文字は『慕帰絵』第十卷（次注）にも見え、しかも『慕帰絵』の表記の仕方ではなんらの問題も生じない。とするならば、「存覚袖日記」五三の記事は『慕帰絵』の草稿に該当するものではあるまいか。よつてここでは本文のごとき解釈法を採っておきたい。
- ⑩ 『慕帰絵』第十卷（『真宗史料集成』第一卷。および小松茂美氏編集解説『続日本の絵巻』第九卷、中央公論社）。

- ⑪ 「専超寺文書」第一号、証誠寺申状等写（『福井県史』資料編三・中近世一または『真宗史料集成』第四巻）。
- ⑫ 同右史料。
- ⑬ 重松氏前注⑤論文。
- ⑭ 「存覚袖日記」四一。
- ⑮ 「三門徒派専照寺歴代系図」（『真宗史料集成』第七巻、伝記・系図）。
- ⑯ 「専超寺文書」第一号。
- ⑰ 同右史料。
- ⑱ 「大谷一流諸家系図四一興行寺系図」（『真宗史料集成』第七巻）。
- ⑲ 「勝授寺由緒書」（龍谷大学大宮図書館所蔵、登録番号〇二二一三五三一）。
- ⑳ 「勝授寺文書」第一号（『福井県史』資料編四・中近世二）。
- ㉑ 「越前三門徒法脈」（『真宗史料集成』第四巻）。
- ㉒ 「勝授寺文書解題」（『福井県史』資料編四・中近世二）。
- ㉓ 麻布善福寺本「越前三國勝授寺系図」（『真宗史料集成』第七巻）。
- ㉔ 「洞雲寺文書」第二五号（『福井県史』資料編七・中近世五）。
- ㉕ 拙稿「下間頼照」（『武生市史編さんだより』第二七号、一九九六年）。
- ㉖ 「朝倉始末記」第六巻（井上鋭夫・桑山浩然・藤木久志氏校注、『日本思想大系』一七）。
- ㉗ 「勝授寺文書」第三二号。
- ㉘ 加賀月津「興宗寺文書」第二号、由緒書帳（『加賀市史』資料編第三巻）。
- ㉙ 「勝授寺文書」第三六号。
- ㉚ 「勝授寺文書」第三五号。
- ㉛ 「勝授寺文書」第三七号。
- ㉜ 「勝授寺文書」第三八号。
- ㉝ 「勝授寺文書」第三九号。

（福井県武生市常久町二一十二）

〈編集後記〉

今回の「所報」も、小泉先生が作られた版下を利用させていただいています。小泉先生のエネルギーに圧倒されます。ありがとうございます。

本号も頁数調整の「史料情報」は休みます。現在、事務局を担当している大きな仕事の山を迎えており、史料を選ぶ時間がありませんでしたので、編集子としてはスペースのないことが都合でした。

次号は来年度の発行となります。さて、どのたから原稿が送られてくるのか楽しみです。ころろの中では、秘かにラブコールを送り続けている方の顔が思い浮かびます。春ですからこれまでに蒔いた種もそろそろ芽を出してくれることと思います。気長に待ちたいと思います。

今年は花粉症の心配をあまりしなくても乗り切れそうなので、埃によるくしゃみ対策を講じて、冷え切った研究所の史料庫から新たな史料を発掘したいのですが、なかなか時間がとれません。新たな史料を発掘しないことには、執筆依頼ができません。そうなれば「所報」の先細りが見えていますので、現在の仕事の山が越えたところで、自分の勉強も兼ねて、史料庫に潜り込みたいと考えています。（左）